

“もしも”にそなえるとおきの方法

吉村行政書士事務所の

死後事務委任契約



確実にやってくる老いと死にそなえて…

「いつまでも自立した生活をおくりたい」

「亡くなったあとのこともきちんと準備しておきたい」

そんなあなたの想いを実現するために

法律家だからこそ提供できるサービスがあります

死後事務委任契約とは

死後事務委任契約は、お客様を「委任者」当事務所を「受任者」とする委任契約の一種で、死後に必要なあらゆる手続きの執行を、ご家族に代わってお引受けする契約です。



死後事務委任契約をご利用いただくメリット



死後事務委任契約では、死後の諸手続きの各窓口への連絡調整、経費の支払い等の事務を、当事務所が一括管理します。
手続き全体を管理する責任者がいることで、事務処理がスムーズに進みます。



お客様がご自身の死後について責任を取ることができ、かつ、希望どおりの処理をおこなえます。
ご親族や周りの方に手続き面、金銭面の負担やご迷惑をかける心配がありません。



死後事務委任契約は、親族以外の第三者が死後の諸手続きをおこなう特殊な契約ですので、諸手続きの各窓口と丁寧に連絡調整をおこない、手続き上のトラブルが起きないようにする必要があります。
当事務所は、遺言や相続手続きなどの法律に精通した**国家資格者・行政書士**です。死後事務委任契約を請負うのに資格の制限はありませんが、社会的信頼のある国家資格者が手続きを担当することは、窓口の担当者も安心ですし、トラブルを回避し、スムーズに手続きを進めるためのメリットになります。



死後事務委任契約では、当方とは別に、遺言・相続分野に精通した司法書士、行政書士などの専門家が**予備の受任者**として契約させていただきます。
予備の受任者は、当方に不測の事態が起こった際の**バックアップ**を担当する役割、当方の**業務執行を監督**する役割を担います。

死後事務委任契約のサービス内容

死後事務委任契約では、ご自身に必要な手続きを組み合わせてご利用いただけます。

※契約後に経済状況の著しい変化があった場合、ご相談のうえ報酬額を改定させていただく場合があります。

サービスの内容	料金
死亡直後(当日)の緊急対応 お客様の死亡直後に必要な次の手続きをおこないます。 1. 病院・入所施設等から死亡又は危篤の連絡を受け現地へ駆けつけ 2. 葬儀社へ連絡を取り、ご遺体引取りと葬儀の手配 3. ご指定の関係者へ死亡通知と会葬の案内 4. 死亡診断書の受領、死亡届の提出、火葬許可の取得 5. 病院・入所施設の居室内の私物整理 ※病院・施設または居住エリア外で亡くなられた場合(旅行中、出張中など) 海外の場合6万円、国内の場合3万円を右記料金に加算します。	150,000円
葬儀・火葬に関する手続き 葬儀の主宰(喪主)として、生前にご希望のあった方法で葬儀および火葬をおこない、ご遺骨を収骨します。	100,000円
埋葬・散骨に関する手続き 火葬後のご遺骨を、生前にご希望のあった墓地・納骨堂へ埋葬、またはご指定の海へ散骨します。 また、お客様の死亡後、無縁墓になってしまうご先祖のお墓の墓じまい(改葬手続き)をおこないます。 ※墓じまい(改葬)をご希望の場合は+1件分として料金を加算します。	100,000円
行政機関発行の資格証明書等返納手続き 健康保険証や運転免許証など行政機関の発行する資格証明書の返納手続きをおこないます。	1件あたり 10,000円
勤務先企業・機関の退職手続き 勤務先の企業や機関の担当者と連絡を取り、退職に伴う各種手続きをおこないます。	50,000円
入院費・施設利用料の清算手続き 入院・入居費の清算、解約などの諸手続きをおこないます。	20,000円
不動産賃貸借契約の解約・住居引渡しまでの管理 大家さんや管理人、不動産会社と連絡調整をおこない、不動産賃貸借契約の解約と住居引渡し当日までの鍵の管理や、家賃・敷金の清算などをおこないます。(住居が賃貸物件の場合のみ) ※駐車場・駐輪場の契約の場合、報酬は1件あたり2万円	50,000円
住居内の遺品整理 清掃業者に依頼して、住居内の遺品の完全撤去をおこないます。 貴重品があれば遺産として選別・保管し、形見分けのご希望があれば、ご指定の方へ引渡しをおこないます。 パソコンや携帯電話、デジタルカメラ等は、ハードディスク、記録メディア等を破碎して処分いたします。	50,000円
公共サービス等の解約・精算手続き 電気・ガス・水道のほか、電話や新聞、インターネットプロバイダ、クレジットカード等の解約の他、会員登録している機関の脱退手続き、利用料金の清算などの諸手続きをおこないます。	1契約ごとに 20,000円
住民税や固定資産税の納税手続き 死亡年度分の住民税および固定資産税など未払いの税金の納税手続きをおこないます。	1件ごとに 20,000円
SNS・メールアカウントの削除 SNSやメールアカウント削除および、フォロワーや友達への死亡通知をおこないます。 (死亡通知は1投稿3,000円)	1アカウントごとに 10,000円
関係者への死亡通知 友人、知人ほかご指定の関係者へ死亡通知をおこないます。 また、DM・カタログなどの送り主に対し、郵便物の郵送停止依頼をおこないます。	1件ごとに 1,000円
遺産の処理・分配(遺言執行) 遺言で指定された方法で遺産の処理・分配をおこないます。 (料金は最低300,000円からです。)	遺産総額の 1~3%程度 ※詳細は6ページ

死後事務委任契約ご利用の流れ

死後事務委任契約をご利用いただくには、以下の手順が必要です。

1 初回相談



ご自身の死後の処理について不安・疑問に思っていることや、「自分が亡くなったらこうしてほしい」といったご希望を伺い、不安の解消や、ご希望の実現のために必要な手続きについてアドバイスいたします。

当事務所からは、家族関係や資産状況、生活環境、健康状態など、契約書の作成に必要な情報をお伺いします。ご相談は無料です。

2 業務依頼契約の締結

ご依頼時に5万円のお支払いが必要です



当方と死後事務委任契約を結ぶことを決めていただいた場合、まず、業務依頼契約を結びます。

業務依頼契約は、①**契約書及び遺言書の書類作成** ②**死後の諸経費の試算** ③**資料収集及び現地調査** などの作業を当事務所に依頼する契約です。

業務依頼契約の報酬は15万円です。

ご契約時に**着金として5万円**をお支払いいただきます。

3 諸経費と報酬のお見積り



葬儀・埋葬費用や遺品整理費用、家賃や公共料金の支払いなど、ご相談時にお伺いした情報をもとに、死後の処理に必要な諸経費及び報酬の見積もりをおこないます。

※ ご契約後に経済状況の著しい変化があった場合、ご相談のうえ、諸経費および報酬の再見積り、改定をさせていただく場合があります。

4 契約書案・遺言書案の作成



ご相談時にお伺いしたご希望の内容に基づいて、死後にどのような手続き・処理をおこなうのかを記載した契約書案を作成します。

また、遺産の処理に関するご希望は、遺言書案として別書面にまとめます。

5 文面確認のためのお打合せ



諸経費・報酬のお見積りと、作成した契約書案・遺言書案の文面をご確認いただきます。

また、当方のバックアップをおこなう予備の受任者を選定します。候補者と同席のうえ、お打合せをさせていただきます。

執行費用総額は250万円前後が目安です

6 執行費用の確保



執行費用とは、死後の処理に必要な諸経費(葬儀代等の実費部分)と、当事務所の報酬額を合わせた費用のことです。
執行費用は、死後事務委任契約の成立時点で満額の支払いが保証されている必要があります。

死後の処理に必要な
実費部分



当事務所の
報酬額



執行費用

[執行費用確保の方法]

執行費用はお客様名義の預金口座にて管理をしていただきます。

執行費用は、遺言書を利用し、お客様の死亡後に当方が預金の払戻を受けられるようにします。
トラブル防止のため、**生前の費用お預りはいたしません。**

※ ゆうちょ銀行の口座及び、住宅ローン等の借入れがある銀行の口座はご利用いただけません。

※ お客様死亡時に、預金残高不足等が原因で執行費用が確保できない場合、死後事務委任契約は自動的に解除され、ご契約内容は実行されません。

契約成立までにお支払いいただく費用の
総額は25～30万円程度です

7 公正証書の作成 (契約成立)



当方、予備の受任者と共に公証役場に出向き、**公正証書(公文書)**の形式で、死後事務委任契約・任意後見契約の契約書と遺言書を作成すると**契約成立**です。

書類完成後、公証役場に**書類作成手数料(10～15万円程度)**を現金でお支払いいただきます。また、当方の**報酬の残金10万円**をお支払いいただきます。

※ 公証役場に支払う手数料は、遺産総額、遺産分割の方法等によって変動します。

入院等の契約時に必要な「身元引受人」や
「緊急連絡先」への指定が可能になります

8 定期的な連絡・面談



契約の締結後は、定期的な連絡や面談を通じて安否確認をおこない、緊急時に素早く対応ができるように備えます。

また、体調が悪化してさまざまな手続きをおひとりでおこなうことが難しくなった場合は、病院への付き添いや入院時の手続きなどのサポートをおこないます。

手続き完了後に報酬を受領します

9 死後事務の執行 (契約の実行)



お客様死亡後に、契約に基づいて、葬儀・火葬の施行などの手続きをおこないます。また、遺言書に基づいて、ご指定の個人・団体へ遺産の引渡しをおこないます。

手続きが全て完了したら、執行費用の中から報酬を受領します。



手続きの内容や費用・報酬などの詳細については、予備の受任者が業務監督人としてチェックします。

全ての手続きが完了するまでの期間は、概ね6か月程度です。

遺言執行報酬規程



1. 遺言執行報酬は、遺産総額に応じて下記算定表のとおり算出します。
※遺産総額は、死後事務委任契約の執行費用(葬儀代等の実費及び報酬)を控除した金額です。
2. 報酬は後払い(遺言執行事務完了後)とし、当事務所が管理するお客様の遺産の中から直接受領いたします。
3. 遺言執行のために必要な手数料等の実費は、随時、当社が管理するお客様の遺産の中から控除させていただきます。
4. 遺言執行事務完了後は、お客様の法定相続人その他ご指定の関係者の方に、相続財産の一覧、遺言執行事務の内容の目録を作成し、ご報告をさせていただきます。

遺産総額	報酬額
1,000万円以下	一律30万円
1,000万円超 3,000万円以下	基本報酬 15万円 +遺産総額の 1.5%
3,000万円超 5,000万円以下	基本報酬 21万円 +遺産総額の 1.3%
5,000万円超 1億円以下	基本報酬 31万円 +遺産総額の 1.1%
1億円超 3億円以下	基本報酬 66万円 +遺産総額の 0.75%
3億円超	基本報酬 126万円 +遺産総額の 0.55%

遺言執行報酬シミュレーション表

遺産総額	基本報酬	割合	報酬総額	報酬/遺産総額
¥10,000,000	¥300,000		¥300,000	3.00%
¥10,000,001	¥150,000	1.5%	¥300,000	3.00%
¥15,000,000	¥150,000	1.5%	¥375,000	2.50%
¥20,000,000	¥150,000	1.5%	¥450,000	2.25%
¥25,000,000	¥150,000	1.5%	¥525,000	2.10%
¥30,000,000	¥150,000	1.5%	¥600,000	2.00%
¥30,000,001	¥210,000	1.3%	¥600,000	2.00%
¥40,000,000	¥210,000	1.3%	¥730,000	1.83%
¥50,000,000	¥210,000	1.3%	¥860,000	1.72%
¥50,000,001	¥310,000	1.1%	¥860,000	1.72%
¥75,000,000	¥310,000	1.1%	¥1,135,000	1.51%
¥100,000,000	¥310,000	1.1%	¥1,410,000	1.41%
¥100,000,001	¥660,000	0.75%	¥1,410,000	1.41%
¥200,000,000	¥660,000	0.75%	¥2,160,000	1.08%
¥300,000,000	¥660,000	0.75%	¥2,910,000	0.97%
¥300,000,001	¥1,260,000	0.55%	¥2,910,000	0.97%
¥400,000,000	¥1,260,000	0.55%	¥3,460,000	0.87%
¥500,000,000	¥1,260,000	0.55%	¥4,010,000	0.80%





見守り契約

見守り契約は、病気や怪我で入院したときや死亡したときなどの緊急時に、素早く対応できるように備えるパートナーシップ契約です。

任意後見契約や死後事務委任契約の利用によるサポートが必要になったとき、スムーズにサービスを開始することができます。

※ふくふくコール、ALSOKの見守り情報配信サービスのいずれかの別途契約が必須です。



サービスの内容	報酬額
定期的な連絡・面談 電話やメール等での定期的な連絡で安否確認をおこないます。 また、お客様の生活状況に応じてご自宅・施設等への訪問をおこないます。 ※連絡の頻度は週1回が最高です。 ※面談は1回3時間を上限とし、別途交通費のお支払いをいただきます。	 定期連絡は無料 面談は1回 5,000円
緊急時の駆けつけ 安否確認時に連絡が取れない場合や体調の急変時など、定期訪問以外で、ご自宅や病院などに駆けつけます。必要に応じて警察・消防への通報や入院等の手配、指定されたご親族等への連絡をおこないます。	
医療・介護など健康な暮らしに関するサポート 介護保険や公的サービスが適用されない場合における、病院・施設への通院通所の介助、付添いをおこないます。	 1回あたり 5,000円
行政手続き・契約などの法律手続きに関するサポート 行政窓口での手続きや契約などの法律手続きの際、同行、同席をしてサポートします。 ※電話・メール等でのご相談は無料です。 ※手続きの代理、書類作成等をご依頼いただく場合は別途報酬が必要となります。	

財産管理契約

財産管理契約では、預金通帳・保険証券・権利証・実印などの貴重品の管理、預金の引出しや振込など金融機関での手続き代行、月々の収入及び生活費等の支出の管理、資産を維持しながら生活するための計画作りなどをおこないます。

※ご利用いただく場合、任意後見契約のご契約が必要となります。



料金プラン

財産管理契約は、当社で管理するお客様の財産総額によって変わります。

※見守り・安否確認も下記料金におけるサービスに含まれます。

管理財産額	3千万円未満	3千万円～5千万円	5千万円～1億円	1億円超
料金(月額)	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円



緊急時駆けつけサービス
5,000円/1回

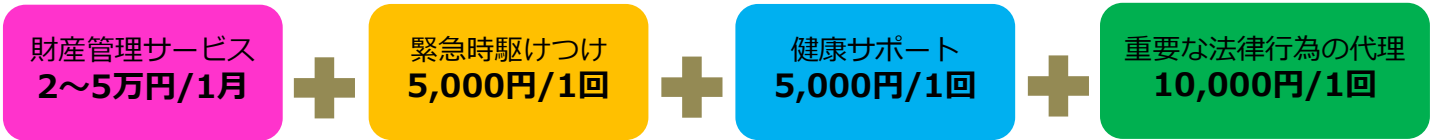
健康・法律問題サポート
5,000円/1回

任意後見契約

任意後見契約は、認知症などで判断能力が衰え、財産の管理や重要な契約を自分でできなくなる場合に備え、あらかじめ自分の生活を支援してくれる代理人(任意後見人)を選んでおける契約です。死後事務委任契約のオプションとしてご利用いただくことが可能です。

サービス内容・料金プラン

任意後見契約では、財産管理契約、見守り契約のサービスに加え、不動産や医療・介護などに関する契約の締結、遺産相続、各種行政上の手続きなどの重要な法律行為を当社がお客様の代理人としておこないます。



監督人によるチェック機能があります

任意後見契約ではお客様に代わって当社の仕事内容を監視する任意後見監督人(家庭裁判所が選任)が就くことが法律で定められています。

※上記料金に加え、任意後見監督人に対する報酬(月額2万～3万円程度)が別途発生します。



サービス提供期間

任意後見契約は、お客様の判断能力低下時(認知症等の進行時)から亡くなるまでです。お客様が死亡時まで認知症の進行がなければ、サービスを使用せずに契約が終了することもあります。



ご相談・お問い合わせは



吉村行政書士事務所

東京都行政書士会北支部所属 登録番号：12080672 東京都北区神谷2-24-1 セイワコーポ201号

初回相談無料
24時間365日対応

☎ 03-6670-4647

E-mailでのお問い合わせ yoshimura@gyosyo.jp <http://www.gyosyo.jp/>